

岩手県告示第 757 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 7 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
加藤病院訪問看護ステーション	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田 8 番 37 号	平成 18 年 5 月 1 日
医療法人社団 弘慈会 加藤病院(歯科に限る。)	特定医療法人 弘慈会 宮古第一病院 (歯科に限る。)	宮古市保久田 8 番 37 号	平成 18 年 5 月 1 日
医療法人社団 弘慈会 加藤病院(歯科を除く。)	特定医療法人 弘慈会 宮古第一病院 (歯科を除く。)	宮古市保久田 8 番 37 号	平成 18 年 5 月 1 日